



2026年2月16日

各 位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
信越化学工業株式会社
代表取締役社長 齋藤恭彦
(コード番号4063)

問合せ先:

執行役員経理部長 笠原俊幸
TEL(03)6812-2350

**自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ
(一括取得型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式取得)**

当社は、2025年4月25日に公表した『自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ』のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2026年4月24日を期限とする5,000億円の自己株式取得に係る事項を決議しました。そのうち約4,000億円の自己株式取得は、2025年5月21日に公表した『自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の取得結果に関するお知らせ』及び2026年1月5日に公表した『コミットメント型自己株式取得 (FCSR) における事後調整完了のお知らせ』のとおり、既に完了しています。本日、2026年1月27日に公表した『株式の売出しに関するお知らせ』の中で言及した残りの約1,000億円について具体的な取得方法を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、事業収益の拡大と財務規律に注力し、経営努力の成果を株主の皆様に適正かつ安定的に還元させていただくことを基本方針としています。

資本政策は、自己資本利益率や資本コストに注意を払いながら取り組んでいます。株主還元はその中核であり、自己株式取得については、株価水準やその他の事情を踏まえ機動的に実施してきました。その一環で自己株式の取得を行うものです。

2. 取得の方法

当社は、1,000億円相当の自己株式取得を確実に実施するという目的を達成するために、大和証券株式会社（以下「大和証券」という。）より提案のあった、一括取得型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase)（以下「ASR」という。）という手法による自己株式取得（以下「本ASR取引」という。）が最良の選択肢であると判断し、本ASR取引を採用しました。通常の市場買付けによる自己株式取得と比較して、ASRは大規模な自己株式取得であっても即日完了するため、自己株式を確実に取得するという当社の意思を株主・投資家の皆さまにお示しできるとともに、ROE等、財務指標面へのプラス効果が即座に現れる利点を持つた手法であると

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関する一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

考えています。後述のとおり、本ASR取引において、当社は大和証券による当社株式の買付けには関知しませんが、大和証券は借株の返却のために当社株式を買い付けると理解していますので、当社株式の需給はASRであっても、当社が市場で買付けを行う通常の市場買付けによる自己株式取得と同程度となるものと考えています。

具体的には、本ASR取引を前提に、本日（2026年2月16日）の終値（最終特別気配を含む。）5,618円で、2026年2月17日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行い、1,000億円（以下「取得予定金額」という。）に相当する自己株式を取得します（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

今回の取得において、大和証券より、17,799,900株（以下「取得予定株式数」という。）の売付注文がなされる予定となっていますが、後述のとおり、大和証券からの取得分に関しては、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格相当（詳細は後記のとおり）になるよう、後日、当社株式を用いた調整を行うため、最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	17,799,900株 (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.95%)
(3) 株式の取得価額の総額	99,999,838,200円
(4) 取得結果の公表	午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注1) 当該株式数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

（参考）2025年12月31日時点の発行済株式総数及び自己株式数

発行済株式総数 (自己株式を除く)	1,873,619,711株
自己株式数	111,376,154株

4. 一括取得型自己株式取得（Accelerated Share Repurchase）について

当社は、今回の自己株式取得を実施するにあたり、本ASR取引が、1,000億円相当の自己株式取得を確実に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断しました。

当社はまず、2026年2月17日にToSTNeT-3により5,618円で、取得予定株式数、取得予定金額に相当する自己株式を取得します（以下「本買付」という。）。

本買付にあたっては、本開示以降、大和証券が当社株主から借株をした上で、売付注文をする予定です。大和証券は本開示後に当社株式の借株を行うことから、現時点で大和証券の売付注文額は確定していませんが、大和証券からは、取得予定株式数の売付注文は可能な見込みで

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ある旨聞いています。従いまして、本買付に際して株主の皆様が売付注文をしない場合であっても、当社は取得予定株式数を取得できる見込みです。なお、ToSTNeT-3 では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者である大和証券の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、大和証券による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少します。

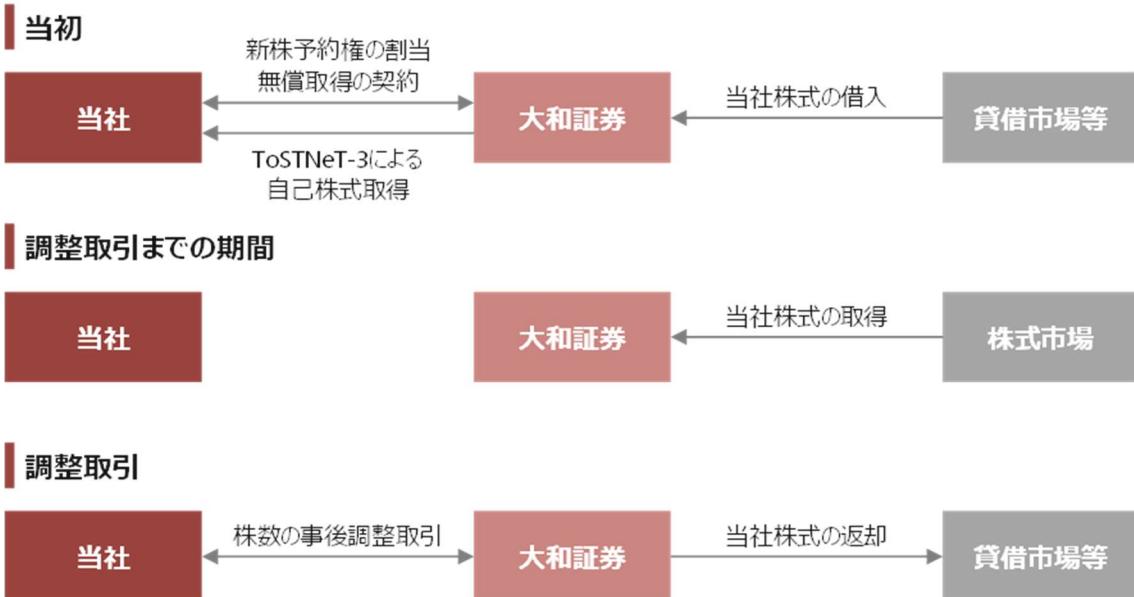
大和証券及びその関係会社（以下総称して「大和証券グループ」という。）による売付に関する情報については東京証券取引所のホームページ（<https://www.jpx.co.jp/markets/public/short-selling/index.html>）において公表されるとのことですので、あわせてご参照ください。

大和証券グループは本買付後に、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する（以下「ショートカバー取引」という。）予定であると聞いていますが、大和証券グループが行う当社株式の取得に関して、当社と大和証券との間で締結された契約はありません。

次に、本買付において大和証券が売却した当社普通株式の売却金額（以下「基準金額」という。）については、当社の実質的な取得単価が平均株価（下記「【本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権に関する】1 (6) において定義する。）と同じになるように、別途、本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の割当先である大和証券株式会社（以下「割当予定先」という。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、①平均株価が 5,618 円よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本買付において割当予定先が売却した当社普通株式の数」（以下「基準株式数」という。）から「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」を控除して算出される数の当社株式を割当予定先に交付し、逆に、②平均株価が 5,618 円よりも低い場合は、「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」から基準株式数を控除して算出される数の当社株式を割当予定先から無償で取得することを合意しています。かかる取得株式数の調整は、大和証券グループが必要と判断するショートカバー取引を完了した後、2026 年 3 月 18 日から 2026 年 5 月 20 日まで（但し、2026 年 5 月 20 日までの期間において、本新株予約権の発行要項に基づき、平均 VWAP（下記「【本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権に関する】1 (6) において定義する。）の算出の基礎とされなかった取引日が発生した場合には、当該取引日の日数に相当する取引日だけ、最長 2026 年 6 月 2 日まで延長される。）に行われる予定で、最終的な取得株式数が確定した際には、別途開示する予定です。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

＜取引の概念図＞



＜調整取引の概念図＞

平均株価 > 本日の終値の場合：株式を交付



平均株価 < 本日の終値の場合：株式を無償取得



この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

【本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権に関する】

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026 年 3 月 3 日
(2) 新株予約権の総数	1 個
(3) 払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数 : 17,799,900 株 (上限) ※ ※上限の潜在株式数は、本買付において一般の株主の皆様からの売付 注文が無く、かつ下記 (6) に記載の基準金額 ÷ 平均株価の値が 0 と なった場合を前提とした株式数
(5) 行使時の出資金額	1 円
(6) 行使時の交付株式数 の算定方法	<p>交付株式数 = (i) 基準株式数 - (ii) 基準金額 ÷ (iii) 平均株価 ※単元未満株式は切り捨て、0 を下回る場合には 0 株とする。</p> <p>(i) 「基準株式数」は、2026 年 2 月 17 日に当社が実施する株式 会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の ToSTNeT-3 によ る自己株式の買付けにおいて、割当予定先が売却した当社普 通株式の数と同数 (上限 17,799,900 株) とする。</p> <p>(ii) 「基準金額」は、2026 年 2 月 17 日に当社が実施する東証の ToSTNeT-3 による自己株式の買付けにおいて、割当予定先が売 却した当社普通株式の売却金額と同額 (上限 1,000 億円) と する。</p> <p>(iii) 「平均株価」は、下記①に下記②を加えた数値をいう (小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を四捨五入する。)。なお、以 下、特段の記載のない限り、期間の計算にあたっては、始期及 び終期とされている日を含むものとする。</p> <p>① 2026 年 2 月 18 日から本新株予約権の行使請求日の前取 引日までの期間の各取引日 (但し、本新株予約権の発行 要項に定める一定の取引日を除く。) の東証が公表する当 社普通株式の普通取引の VWAP の算術平均値 (以下「平均 VWAP」という。) × 99.9%</p> <p>② 増加配当額 × (当該各配当に係る権利落ち日から 2026 年 5 月 19 日までの取引日の日数) ÷ (2026 年 2 月 18 日か ら 2026 年 5 月 19 日までの取引日の日数) の累計 「増加配当額」とは、2026 年 2 月 17 日から行使請求日 の前取引日までのいずれかの日を権利付最終日とする、 当社普通株式に係る金銭による剰余金の配当 (会社法第</p>

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関する一般に公表するための記者
発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行使請求日の前取引日までに行われるものに限る。)における一株あたりの各配当額のうち、2026 年 3 月期の期末配当については 53 円を超える部分(それ以外の配当がなされた場合にはその金額)をいう。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	大和証券に対する第三者割当
(8) その他の	当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない場合、株価の状況に応じて割当予定先から一定数の当社株式を無償で取得する予定です。詳細については、別記「2. 本新株予約権の特徴」及び別記「3. 割当予定先等 (3) その他」をご参照ください。

2. 本新株予約権の特徴

- (1) 本新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使の際に払い込まれる出資金額
 - ・本新株予約権は全 1 回号で構成されており、発行される新株予約権の数は 1 個です。
 - ・交付株式数は、平均株価の水準に応じて増減し、本日の終値よりも平均株価が上昇するほど交付株式数が増加する仕組みとなっています。
 - ・行使の際に払い込まれる出資金額は、1 円です。
- (2) 発行条件の確定
 - ・交付株式数の算定に用いられる、基準株式数及び基準金額は 2026 年 2 月 17 日の ToSTNeT-3 を通じた自己株式の買付けの結果によって確定します。ToSTNeT-3 において株主の皆様からの売付注文があった場合は、その分だけ事後調整を要する対象株式数が減ることとなります。
- (3) 本新株予約権の行使可能期間
 - ・本新株予約権の行使可能期間は、2026 年 3 月 18 日から 2026 年 6 月 2 日までの期間です。但し、本新株予約権の行使は、大和証券グループが必要と判断するショートカバー取引を完了した後、2026 年 5 月 20 日まで(但し、2026 年 5 月 20 日までの期間において、本新株予約権の発行要項に基づき、平均 VWAP の算出の基礎とされなかった取引日が発生した場合には、当該取引日の日数に相当する取引日だけ、最長 2026 年 6 月 2 日まで延長される。)に行われる予定です。
- (4) 本新株予約権の取得
 - ・本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の取得を可能とする旨の条項は付されていません。
- (5) 行使が行われない場合の当社株式の追加取得
 - ・割当予定先は、平均株価が 5,618 円よりも低い場合には、本新株予約権の行使を行わないことを決定するとともに、当社にその旨を通知し、当社は割当予定先より、基準金額を平

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

均株価で除して得られる株式数から基準株式数を控除した株式数の当社株式を無償で取得することになっています。

3. 割当予定先等

(1) 割当予定先の概要 (2025年9月30日現在)

① 商 号	大和証券株式会社		
② 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 萩野 明彦		
④ 事 業 内 容	金融商品取引業		
⑤ 資 本 金 の 額	1,000 億円		
⑥ 設 立 年 月 日	1992年8月21日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	810,200 株		
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	3月31日		
⑨ 従 業 員 数	8,400 名		
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社 100%		
⑬ 当 社 と の 関 係 等			
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：621,883 株（株式累積投資口 23,800 株を含む） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株		
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。なお、当社の社外取締役 1 名が割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社の顧問を兼任しております。		
取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）			
決 算 期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
純 資 産	517,704	567,943	585,123
総 資 産	11,909,708	15,139,033	18,977,056

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

1 株当たり純資産(円)	638,983.01	700,991.56	722,196.22
営業収益	277,542	407,337	470,858
営業利益	4,779	84,034	102,610
経常利益	5,959	86,369	105,633
当期純利益	7,151	57,186	75,124
1株当たり純利益(円)	8,826.97	70,583.52	92,723.87
1株当たり配当額(円)	8,826	70,583	92,723

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 大和証券株式会社は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しています。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しています。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しています。これらにより、当社は、大和証券株式会社は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しています。

(2) 株券貸借に関する契約

当社株主と割当予定先との間で株券貸借に関する契約の締結はございません。

(3) その他

当社は、割当予定先との間で締結予定の割当契約において、下記の内容について合意する予定です。

<本新株予約権の行使が行われない際の当社株式の追加取得>

割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知することとし、その場合、当社は割当予定先より、「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」から基準株式数を控除して算出される数の当社株式を無償で取得する。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による同意を要するものとする。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

4. 本新株予約権の発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権は一括取得型自己株式取得(ASR)における調整取引のために発行されるものですが、当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の割当契約に定め

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

られた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 山本顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先から一定数の当社株式が無償で提供される等の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、割当予定先が取得する本ASR取引における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動し得る以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権及び無償取得条項を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。また、本新株予約権については、監査役5名全員（うち社外監査役3名を含む。）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ています。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

【一括取得型自己株式取得（ASR）に関するQ&A】

Q：一括取得型自己株式取得（ASR）とは何ですか？

A：一括取得型自己株式取得（ASR）とは、企業が事前公表型の自己株式取得の方法により自己株式を取得するに際して、証券会社が当該企業の株式につき、株券貸借市場等を介して借り入れた上で売り応募し、売却が確定した数量・金額につき、後日、自己株式を市場における当該企業の株式の平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数と当初の自己株式取得株式数との差額を清算する、という手法のことです。

この手法は、短期間に確実に自己株式取得を行う手法として米国において広く活用されている Accelerated Share Repurchase（通称「ASR」）を日本の法令・ルール等に適合させたものです。

Q：今回実施する一括取得型自己株式取得（ASR）と前回実施したコミットメント型自己株式取得（FCSR）は異なる自己株式取得の手法ですか？

A：一括取得型自己株式取得（ASR）とコミットメント型自己株式取得（FCSR）は、類型的には同一の自己株式取得の手法です。コミットメント型自己株式取得（FCSR）は野村證券株式会社が独自に付した名称であると聞いています。

Q：会社法や金融商品取引法に照らして問題はないのですか？

A：本 ASR 取引に関しては法律事務所から会社法及び金融商品取引法に照らして適法に実施可能な旨、確認をとっています。

Q：なぜ一般的な市場買付手法を採用しなかったのですか？

A：1,000 億円相当の自己株式を確実に取得したい、という当社の目的を達成するために、大和証券より提案のあった一括取得型自己株式取得（ASR）により取得を行うことが適していると考えました。

Q：取得予定金額の自己株式取得は確実に達成できるのですか？

A：当社の買付金額は、ToSTNeT-3 における株主の皆様からの売付注文と、大和証券による売付注文により達成される予定です。なお、大和証券による売付注文の額は、大和証券が株券貸借市場等において借り入れができる当社株式の数量に依存することになりますが、現時点において、大和証券からは取得予定金額の売付注文は可能である旨聞いていますので、株主の皆様からの売付注文が無かった場合においても取得予定金額の自己株式取得は可能と考えています。

Q：大和証券は保有している株式で売付注文をするのですか？

A：大和証券は、本開示以降当社株式を株券貸借市場等より借り入れた上で売付注文をする予

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

定であると聞いています。

Q：大和証券はToSTNeT-3で貴社株式を売却した後は、どうするのですか？

A：大和証券の行動に関しては当社の閑知するところではありませんが、借り入れた株式を返却するまでの間、株式市場の内外で当社株式を取得する予定であると聞いています。

Q：大和証券がToSTNeT-3で貴社株式を売却する場合、一般株主による売付注文との優先関係はどのようになるでしょうか？

A：一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者である大和証券の自己の計算に基づく売付注文に優先されます。

Q：貴社が実施した自己株式取得後に大和証券が行う貴社株式の買付けに関して、大和証券との間で契約を締結しているのですか？

A：当社株式の買付けに関しての契約は締結しておりません。上記のとおり、大和証券が株式市場の内外で当社株式を取得する予定である旨は伺っていますが、実際の大和証券の行動については当社の閑知するところではありません。

Q：なぜ新株予約権を割り当てる必要があるのですか？

A：大和証券への新株予約権の割当ては、一括取得型自己株式取得(ASR)における取得株式数の調整のために実行するものです。本新株予約権の割当てにより、平均株価がToSTNeT-3における取得価格よりも高い場合に、取得株式数の調整のため機動的にその差額分に相当する数の当社株式を大和証券に交付することが可能となります。

Q：平均株価とは何ですか？

A：下記①に下記②を加えた数値で、今回の自己株式取得における一株あたりの当社の実質的な取得コストとなります。

① 平均 VWAP (2026年2月18日から新株予約権の行使請求日又は行使を行わない旨の通知が行われた日の前取引日までの各取引日(但し、本新株予約権の発行要項に定める一定の取引日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の算術平均値) × 99.9%

增加配当額 (2026年2月17日から行使請求日又は行使を行わない旨の通知が行われた日の前取引日までのいざれかの日を権利付最終日とする、当社普通株式に係る金銭による剰余金の配当(会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行使請求日の前取引日までに行われるものに限る。)における一株あたりの各配当額のうち、2026年3月期の期末配当については53円を超える部分(それ以外の配当がなされた場合にはその金額) × (当該各配当に係る権利落ち日か

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ら 2026 年 5 月 19 日までの取引日数) ÷ (2026 年 2 月 18 日から 2026 年 5 月 19 日までの取引日数) の累計

Q：平均株価が ToSTNeT-3 における取得価格よりも低い場合はどうなりますか？

A：平均株価が ToSTNeT-3 における取得価格（5,618 円）よりも低い場合は、当該新株予約権は行使されず大和証券に対し当社株式は交付されません。一方、ToSTNeT-3 での大和証券からの取得株式数よりも多くの株式数を買い付けることができる計算となるため、当社はその差額分に相当する数の当社株式を大和証券から無償で取得します。

Q：取得結果は最終的にどのようになるのですか？

A：株主の皆様からの売付注文状況によって当社の最終取得結果は異なります。株主の皆様から取得した当社株式に関しては、一株あたり 5,618 円での取得となります。大和証券から取得した当社株式に関しては後日調整取引が行われますので、その後の株価推移によって取得結果が変わってきます。大和証券から取得した当社株式に関しては、最終的な取得単価が経済効果として平均株価と同じになるように、当社から大和証券への株式の交付、又は大和証券から当社への株式無償譲渡がなされます。

Q：大和証券はどのようなタイミングで新株予約権の行使又は新株予約権の行使を行わないことを決定をするのですか？

A：大和証券が基準株式数相当の当社株式の買付けの目途がついたタイミングで新株予約権の行使又は新株予約権の行使を行わないことの決定をするものと理解しています。なお、新株予約権が行使された時点又は行使がされないことが確定した時点で、開示をする予定です。

Q：新株予約権はどのような場合に行使されることになるのですか？

A：平均株価が ToSTNeT-3 での取得価格である 5,618 円よりも高い場合に行使されます。

Q：新株予約権の行使に伴い市場で流通する株式数は増えるのですか？

A：新株予約権の行使により交付される可能性のある株式数の合計は、ToSTNeT-3 において大和証券から取得した株式数が上限となりますので、ToSTNeT-3 での自己株式取得と新株予約権の行使を合わせて考慮すると、市場で流通する株式数が増えることはありません。

Q：大和証券は新株予約権の行使で入手した株式をどうするのですか？

A：大和証券の行動に関しては当社の関知するところではありませんが、大和証券による借株の返却に用いられると聞いています。

Q：なぜ配当によって平均株価が変わるのでですか？

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

A：前述のとおり大和証券は、当社株式を株券貸借市場等より借り入れた上で売付注文をすると聞いています。大和証券は借り入れた株式の配当相当額の支払いを負担することになるため、当初の想定よりも配当相当額の負担が大きくなる増配等が行われた場合には平均株価に織り込むことを当社と合意しているためです。

以上

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。